

## おぢゃ〜る トライアル・サウンディング募集要項

### 1. トライアル・サウンディング制度概要

---

トライアル・サウンディングとは、公共空間の暫定利用を希望する皆様の提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらおう制度です。暫定利用後、課題をフィードバックし、公共空間の今後の活用方針に活かしていくため、市は公共空間に対する市場性やニーズなどを、また、利用者は、使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ、立地条件などを確認できる社会実験的な取組です。

### 2. 対象エリア : 遊休芝生エリア（体育館と屋外倉庫の間）

---



- 面積 約170㎡
- 使用可能な日時 9:00～18:00 ※毎週水曜日を除く
- 使用可能な設備
  - ・電源コンセント（屋外倉庫内）
  - ・水道（排水設備は無し）
- 使用上の留意事項
  - ・施設使用料無料
  - ・光熱水費無料（使用方法により一部負担を求める場合あり）
  - ・暫定利用に係るすべての経費は、暫定利用者の負担とします。
  - ・暫定利用後における原状回復に係る費用は、暫定利用者の負担とします。
  - ・車両乗り入れ可
  - ・芝生を傷めないようにご配慮ください。

### 3. 期待される効果

---

#### ○利用者のメリット

- ・ 短期間での暫定利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- ・ アイディアに対するニーズの有無、コンセプトがマッチしているかを確認できます。
- ・ 使い勝手、採算性の感触をつかむことができます。

#### ○小千谷市のメリット

- ・ 暫定利用を通じた利用者の皆様との対話により、早い段階で市場性を確認できます。
- ・ 利用者の皆様からの提案により、個性と魅力ある空間が生まれ、おぢゃ〜るの魅力向上が期待できます。

### 4. スケジュール

---

日程	内容
令和7年2月7日	募集要項の公表、提案募集開始
令和7年4月19日	トライアル・サウンディングの実施開始
～令和7年11月23日	【随時】提案募集・実施

### 5. トライアル・サウンディングの流れ

---

1	事前相談・現地調査	電話にてお申込みください。
2	参加受付	8. 利用申請方法（1）に示す書類を提出してください。
3	提案内容の審査	参加資格や提案要件を満たしているか市で審査します。
4	使用許可	施設使用許可書を交付します。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施します。
6	使用実績報告	実績報告書を市に提出していただきます。

## 6. 参加資格条件等

---

### (1) 参加者の条件

#### ① 対象者

トライアル・サウンディングによる暫定利用の対象となる者（以下「利用希望者」といいます。）は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

#### ② 役割分担

利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

### (2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアル・サウンディングに参加することができません。

- ① 小千谷市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者
- ⑤ 小千谷市税を滞納している者
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑦ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

## 7. 留意事項

---

### (1) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

### (2) 提出書類の取扱い・特許権等

① 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

② 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。

③ 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

④ 法令等の順守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

## 8. 利用申請方法

---

(1) 提出書類

利用希望者は、次の書類を提出するものとします。

① トライアル・サウンディング利用申込書

② 市民の家使用許可（兼減免）申請書

※利用期間は、最短1日～最長1か月程度とします。

※施設予約状況などによっては日時の変更をお願いする場合があります。

(2) 事前相談・現地調査

希望する場合は、電話にてお申込みいただき、日程調整を行ったうえで実施します。

## 9. 提案の要件

---

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

① おぢゃ～る利用者の利便性やサービス向上に寄与する内容であること。

② 確実に実施できる内容であること。

③ 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供活動等
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、又は反社会的な活動
- ⑥ その他、市が本事業との関連性が低いと判断する活動

## 10. 事業実施にあたって

---

### (1) 責任及びリスク分担の考え方

暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

### (2) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

## 11. 申込先・連絡先

---

おぢゃ〜る（小千谷市民の家・小千谷信濃川水力発電館）

〒947-0012 小千谷市山本1216番地3

TEL 0258-82-2478

FAX 0258-86-6178

メール [ojr@city.ojiya.niigata.jp](mailto:ojr@city.ojiya.niigata.jp)